

第 1 1 回
市立病院評価委員会

令和 8 年 5 月 1 5 日

箕 面 市 議 会

目 次

●市立病院評価委員会（令和8年5月15日）

協議事項1 アンケートの中間報告について	評－ 2
協議事項2 アンケート結果の調査・分析に向けて	評－ 5

- 日 時 令和8年5月15日（金曜日）
午前10時0分開会
午前10時51分閉会

- 場 所 箕面市議会委員会室

- 出席した委員

委員 長	中 嶋 三四郎 君	副委員長	田 中 真由美 君
委 員	金 森 いずみ 君	委 員	山 根 ひとみ 君
〃	浦 川 倫 子 君	〃	武 智 秀 生 君
〃	藤 田 貴 支 君		

- 欠席した委員
な し

- 審査した事件

協議事項 1	アンケートの中間報告について
協議事項 2	アンケート結果の調査・分析に向けて

午前10時0分 開会

●中嶋委員長 おはようございます。

ただいまから市立病院評価委員会を開催させていただきます。

委員各位には定刻にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

資料のほうは事前にサイボウズで共有させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

本日は全員出席でございますので、委員会は成立をいたしております。

それでは、レジュメのほうをご覧くださいませでしょうか。本日の協議事項は2点ございますので、よろしくをお願いします。

協議事項1 アンケートの中間報告について

●中嶋委員長 まず、1つ目の協議事項ですが、アンケートの中間報告ということで、中間というか、もうすぐ終わるんですけども、現状の共有をさせていただきたいと思います。

協議事項の次のページを見ていただきますと、現在の集計結果を載せさせていただきます。

これが先週末の時点の数字になっておりますので、ちょっと最新の数字も含めて説明をお願いしてもいいですか。

●議会事務局 アンケートは、5月8日金曜日時点なんですけれども、ご覧のとおり578件となっております。この内訳、それぞれホームページだったり、箕面くらしナビ、箕面くらしナビが一番多い形にはなっています。郵送のアンケート等ございますけれども、この米印がついている、米1番の郵送によるアンケートは、補足のほうにちょっと書いておりました。郵送で70歳以上の200人に送付した中で、L o G oフォームによる回答が7人、返信用封筒による回答で75人ということで、82人、今いただいております。

「その他」になっているのが右側の囲みの中なんですけれども、これ、「その他」のところをチェックして回答していただいた中身が、もともと上のほうにもある選択肢である議会ホームページだとか、

箕面くらしナビだとか、そういう形で、「その他」のほうで回答してしまっている方もいらっしゃるのですが、大体記載のとおりの内容になっております。議員の皆さんからも発信していただいたことによって、議員による発信のところも11件いただいております。

これが先週金曜日なんですけれども、現時点、5月14日、昨日のお昼12時45分の時点では、総数として680件に、1週間でちょっと上がっているような形になっております。

説明は以上です。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

ということで、最新の数字としては680件、今、回答をいただいております。

前回の評価項目をつくるアンケートのほうは707件が最終の数字になっておりますので、20日の締め切りまであと1週間切った状況ですが、前回並みの数字にはなるのかなということで、毎週金曜日に箕面くらしナビのほうでポップアップを上げていただいておりますので、恐らく大きく数字が増えるのは今日が最後かなと。

●議会事務局 今日と、あと最後、20日の締切りの前日、19日にもポップアップしていただく予定です。

●中嶋委員長 ほんなら、あと2回あるということ。

ということで、サイボウズのほうでも全議員さんに私のほうから改めてご協力をお願いを最後させていただきましたので、委員各位のほうでも引き続き20日の締めに向けまして発信をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

というのがまず報告でございます。

この点について何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

●田中委員 すみません。4月以降、各団体で挨拶させていただくときに、各団体の会長様のご配慮でそれぞれ総会資料の中にアンケートのチラシも入れていただいております。ありがとうございました。その各団体でアンケートのお願いをしたところ、

既にアンケート回答したよって、帰り、退場際にお声がけして下さる方も何人かいらっしゃいました。

1点だけ、これから20日の締切りに向けて、私も団体の挨拶のときにちょっと途中で失敗したなと思ったんですけど、このアンケートは市立病院にかかったことのない方も回答できる内容になっておりますので、市立病院にかかったことのある方がアンケートに答えるというようなイメージがどうしてもあるので、もし今後、締切りに向けて議員各位が発信いただけるときは、市立病院にかかったことのない方もアンケート回答できますっていうこともちょっと付け添えていただくと多少増えたりするのかなと思ったりもしますので、私も途中からそのことも挨拶でのチラシの説明のときに付け加えるようにしましたので、もしよかったらそのようにしていただけたらなと思います。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

議長のほうから今ございましたように、議長のほうでもご尽力いただきまして、各種団体の総会でチラシの配布とご挨拶で少しその件に触れていただいております。

加えて、ポスター掲示のほうの報告をちょっとだけさせていただきますと、公共施設に加えまして、医師会の会員さんのほうに、皆さんにもご協力をいただきまして配布をいただいているんですけども、その後、山根委員から歯科医師のほうにちょっとつないでいただく機会がございまして、その先生を通じて歯科医師会のほうも協力いただけるということで、追加で配布をさせていただいております。

その後、もう歯科医師会もご協力をいただいたので、薬剤師会のほうにもお声かけをさせていただきまして、結果、三師会からご協力をいただいたという形になっておりますので、また皆さんのほうでもお知り合いの方からそういうお声をいただくことがもしかしたらあるかもしれませんので、そういう形になっておりますということをつけ加えてご報告をさせていただきます。

ほかどうですか。

どうぞ。

●金森委員 この各病院のポスター、皆さん分担してお願いに回ったと思うんです。私も17やったか、18やったか、西地域で回らせてもらったんですけど、ちょっとほかの方にも聞いてみたんですけど、私が配ったところは、受付の方にこのポスターを貼っていただくご協力を、議会から参りましたっていうことで、医師会さんに所属されている方にご協力をとっていただくお話が先生のほうに行っているかと思うので、ポスターお持ちしたんで、貼っていただけますかっていうことでお願いしたら、ああ、先生知っているんですねってすんなり受け取ってくれる人もいたんですけど、何件か、先生に確認しますって言って確認された方がいたんです。先生に確認して下さったんですけど、先生ご自身も把握されていない様子の方もいらっしゃったんですけど、これって、いつ各病院でポスターを貼ることが決まって、いつ頃、医師会のほうで周知されたのかというのは分かりますでしょうか。

●中嶋委員長 いけますか。

●議会事務局 まず、医師会のほうには早い段階、2月ぐらいから相談はしております、最終、3月23日付で文書等発出してしております。その後、向こうの事務長のほうが全病院に、基本メールで展開されるということなので、病院によってきちんと見てくれるところと見てくれないところがあるということなので、もう今回に限らずあるということなので、そこはもしかしたらドクターまで行っていないところもあったのかもしれませんが、きちんと手続は踏んで、もう事務局から一律で発信はお願いしておりますので、何かこちらから伝え漏れとかいうことではないかと思えます。以上です。

●中嶋委員長 ご協力いただいている三師会それぞれ組織内のルールであつたり手続がおありだということではあるんですけども、一応こちらはお問い合わせの立場ですので、会長さん、もしくは事務局のほうとやり取りをさせていただきまして、求められた手続であつたり段取りをしつかりと踏ませていただい

たというのがまず経過です。

その結果、どの時点でそれぞれの会員さんがどのように認識をされて、その認識された後に我々が訪問した際にどう受け止めていただけたかというのは、確かにそれぞれあるのかなというふうには思いますが、あくまでお願いする立場ですので、その場のやり取り上ちょっとうまくいかないことがあった場合は、次回に向けてよりどうすればそこがスムーズに行くかということは考えたいなどは思っておりますが、今回は一応ご指示いただいた段取りを踏んでいるというふうにご認識いただけたらありがたいと思います。

ほかどうですか。

どうぞ。

●浦川委員 おはようございます。私からは1点なんですけれども、このアンケートにかかる経費というのは議会費から出るのかなと思うんですけれども、今回どれぐらいかかったかとかいうのは分かったりするんでしょうか。

●議会事務局 印刷製本費のほうで、令和7年度になるんですけれども、7万円弱です。令和8年度、郵送のほうの通信運搬費は、当初予算で200通の発送分と一応返送用で200を110円掛けて計上しておりますが、一斉で送信するときにはちょっと安くなる割引とかがありますので、実際は予算より安く済む予定になっております。以上です。

●浦川委員 これ、このアンケート調査をこれから経年でやっていくと思うんですけど、その内訳とかってというのは、ここで幾らかかって、どれだけでした、ポスターとか印刷代とか通信運搬費がこれぐらいでしたっていうのがここで報告されるのか、議会費をつかさどっている委員会でやるのか、どっちなんですかねっていうのだけちょっと気になりました。

●中嶋委員長 一応議会費の予算、もしくは今回も含めてですけども、予算の流用を一部した場合は、いつもどおりですが、幹事長会議のほうで毎回予算の進捗、執行の進捗状況も含めてご報告をさせていただいているはずですので、これからもその段取りは変わらないというふうに思います。

ちなみに今回の費用につきましては、当初予定しておりませんでしたので、昨年度予算の中の費用の流用という形で予算を充てさせていただいておりますが、純粹に郵送費、それから印刷代で、今回はポスターのほうとチラシのほうは私がデザインしたのでデザイン料はかかっていませんので、純粹な印刷費ということで必要最低限の予算を執行させていただくということと、基本的には議会予算の場合は議長の承認、決裁をもって支出をさせていただくことになりますので、事務局的にはその手続もしっかり踏んでいるということかなと思っています。

●浦川委員 幹事長報告と議長の決裁というのはオーケーなんですけど、費用対効果としてどうかっていうところは、見直したりとか、例えば今後、医師会の病院とかに、今回はみんなで手分けして分担で持っていきましたが、たしかこの作業やるときに次年度からは郵送だっという話もしていたので、その費用対効果というか、クリニックに持って行って回答数がどれぐらい増えたのかとか、見ていったほうが、郵送するのか、手で持っていくのか、配架をお願いするのか、もうメールで終わらすのか、どういう感じなのかなと思ったので確認をしました。以上です。

●中嶋委員長 少しだけ補足をしますと、まず費用対効果については、当然、手間、コストも含めて検証をしたいというふうには思っています。事前に藤田委員のほうからも郵送でもいいんじゃないかというお話が出ていましたので、その件も含めて当然今後どういうふうにするかは議論をしたいなというふうに思っていますが、ポスターの効果については、単純にそれを見てどれだけアンケートの結果があったかということは直接的な目に見える結果ではあるんですけども、それ以外の基本的な掛け合わせ効果も含む必要があるというふうに思っています、そもそも先ほど議長の報告の中でアンケートを自分が答えていいのかどうかということもなかなか、当然ですが、1回目なので、まだまだ認知をされていません。

ですので、今回ポスターを作ったのは、基本的に

回答数を増やすということも直接的な目標ではありませんが、このアンケート自体、もっと言えば議会がこういうことをやっているんだという認知度をまず上げていかないといけない。その認知度が上がるということが、結果的に比例してアンケートの回答数も増えるというのが基本的に評価の仕方の一つの軸だというふうに思っていますので、単純な回答数だけを見て、次、ポスターを作るか作らないかという議論ではなく、今後、継続していく中でどれだけサンプル数を増やしていけるかという手法をいろいろ組み合わせながら考えていく中で、まずは直近の少なくとも3年程度は、この議会の取組、アンケートがあるということの認知度を上げていくことがまず最も必要なことだというふうに思っていますので、その点も踏まえて今後のやり方についてはまた皆さんと議論させていただきたいなと思っています。

ほかどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 では、ないようでございますので、1つ目のアンケートの中間報告につきましては以上とさせていただきます。

協議事項2 アンケート結果の調査・分析に向けて

●中嶋委員長 続きまして、協議事項の2つ目に行かせていただきますが、5月20日にアンケートのほうの締めを迎えまして、そこから集計、分析のほうによいよ入っていきます。

本日は、それに向けまして委員提案のルールの確認をさせていただきたいなというふうに思っていますので、まず別紙1-1をご覧ください。これは昨年11月に皆さんにお諮りして決定いただきました現状の評価スキームになっております。

下段のところスキームの中で、追加のヒアリング等ができるというスキームにしていますので、今日はこのルールの確認をさせていただきたいと思っています。

それ用に別紙が1-2、3、4ということにつけ

させていただいておりますので、まず、1-2からご説明をさせていただきたいと思いますが、事務局、説明できるんやっつけ。僕が説明したほうがいいのか。

なら、別紙1-2をご覧ください。評価委員会における委員提案のルールについて(案)ということで、2点書かせていただいております。

まず、委員提案の基本的なルールということで4点書かせていただいておりますので、確認をさせていただきますと、基本的には委員側からの提案を前提にしますので、その提案に即した資料をご提出いただくということなんですが、締切りがないとちょっとずるっと行ってしまうので、特にこの締切りに意味合いはない、こうじゃないと駄目だという意味合いはないんですけども、基本的にはその提案を審議する委員会の開催の10日前を目安にしています。

2点目が、提案資料はLOGOフォームで提案をいただくということにしています。LOGOフォームのほうは、次の別紙1-3のほうでご説明をさせていただきます。

3点目が、提案いただく資料の、取り扱う中身についてですが、アンケートとして集約をしました中の事例として挙がっているものの事実確認であったり、個人情報や著作権に抵触するかしらないか等も含めて、基本的には全て提案者の責任で行っていただくということを前提にしております。

提案に必要な参考資料は、委員会を開催する際はホームページのほうに掲載することになりますので、その際、資料のフォーマットにどなたが提案したかということも記載をいただくということにさせていただいております。

これがまず、基本的なルールの部分です。

それから2点目が、委員会当日の提案説明についてということですが、提案の理由であったり、提出をいただいた資料等を、この形になると思いますので、ご提案いただいた委員からご説明をいただきまして、その内容について各自から質疑をしていただくことを想定しております。

2つ目が、提案内容の実施可否につきましては、

委員間討議による結果、過半数以上の賛同を得た場合、実施を行うということにしているのは変わらない点でございます。

続きまして、ちょっとざっと説明だけさせていただきますと、別紙1-3がご提出いただく場合のL o G o フォームのフォーマットになります。これは説明したほうがいいか。

●議会事務局 L o G o フォームのフォーマットなんですけれども、まず、もし提案がある場合に提出するときは、01のところの政策会派名を選択していただいて、02の委員の氏名、先ほどの文責になる方のお名前を記載していただきます。03のところでは提案しようとする内容についてということで、今回2つフェーズがあるんですけれども、調査・分析フェーズ、この今からやっていけないといけないところ、直近でやっていけないといけないところが上のアンケートに関するほうです。これ、次の議論・集約フェーズのところと選べるようになっております。これを選んでいただきますと、提案に必要な資料をこれこれ必ず添付してくださいというような注意書きがございまして、記入済みの委員提案書を添付していただけるようになっております。これは添付を、先ほどの別紙1-4で出してくる提案書というのを直接添付していただく形になっています。それ以降は、参考資料を5個ぐらい添付できるようにしております。説明は以上です。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

これがL o G o フォームでご提出をいただく際のフォーマットのご説明になります。

そのL o G o フォームに添付をいただく提案書のほうも、ちょっとフォーマットをばらばらで出されると後で整理するのが大変なので、フォーマットをもう決めて提案させていただきますということで、別紙1-4をつけさせていただいております。フォーマットといっても項目出しをしているだけなんですけど、提案者を書いていただく、提案する具体的なテーマを書いていただく、提案の概要を書いていただく、それから最後に、実施方法等を具体的に書いていただくということで、このフォーマットに沿っ

て、まず提案の内容をまとめていただきまして、それをL o G o フォームのほうに添付をして提出いただくこと。

参考資料もあるほうが議論ができると思いますので、当然提案される場合は参考資料もつけていただいたらと思うんですけども、参考資料においては、先ほどルールのところでご説明しましたように、それがこの公の会議の場に出していいものなのかどうかの事実確認であったり、個人情報や著作権に関わる部分がないのかどうかということも含めて、全て提案者のほうで責任を持って提出いただくという形にしたいと思いますので、その点を補足させていただきます。

ということで、ざっと説明を先にさせていただきましたが、もう一度別紙1-1に戻っていただきまして、調査・分析フェーズと議論・集約フェーズでそれぞれアンケートについての提案と個別課題についての提案ができるというルールの確認及び提案する際のフォーマット等の中身をご説明させていただきました。

ということで、説明は以上になりますので、ご質問等を出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

●浦川委員 すみません。ちょっと私の理解が悪くて、説明いただいたけど、もう一回聞いているかもしれないんで、ごめんなさい。

まず、委員提案のルールのところの、委員会開催日の10営業日前の午後3時で区切っているのは、何か意味合いはないみたいなふうに私は聞き取ったんですけど、この理由とかは教えてもらってもいいですか。

●中嶋委員長 いけますか。

●議会事務局 事務的などころもありまして、委員の皆さんに資料の展開をしているのが今、大体1週間前から5日前ぐらいにしていたりとかもしますので、取りまとめて、皆さんに資料展開するのも含めまして、やっぱり10営業日前ぐらいには頂いておきたいなというところがありますので提案させていた

だいています。

●中嶋委員長 3時にしているのは、5時にすると、5時以降に事務局が集約の仕事をしなないといけなくなりますので、ちょっと余裕を持って3時にしているというぐらいの話です。

●浦川委員 確認ですが、じゃあ、委員に5日前とか1週間前に資料が配られるために、提案する場合は10営業日前の午後3時までのほうが、例えばこの後ろ2時間で、これ何ですか確認もすることができて、皆さんに資料も配付できるよってところの認識でよろしかったでしょうか。分かりました。

あと、すみません……。

●中嶋委員長 その2時間をもって資料を配れるという意味ではなく、まず提出いただいた分を当然集約しないといけませんので、その集約する時間を見ているということではあるんですけども、ルールのところでも少し書いていますが、中身について事務局がチェックをするわけではございませんので、その2時間をもってチェックして、事務局が資料を配付するということではございません。単純に提出されたものを集約して、皆さんに配るための準備をするということを想定はしていますが、必ずしもその2時間でやるという意味ではありませんので、資料はできる限り早く皆さんの元には届けるという前提ではあると思いますが。

ちょっとごめんなさい、質問の趣旨が分からなかった。

●浦川委員 すみません。10営業日前に回収するのは、1週間前に資料展開があるためっていう理解でよろしいですかっていう確認でした。

●議会事務局 1週間前かどうかちょっとあれなんですけれども、今、基本的に資料の展開を前日とかではなく、早めに展開させていただいているのもありますので、例えば3日前とかに出していただくと、もう資料の展開が間に合わないというのもあったりしますので、10営業日前にしております。

●浦川委員 すみません。続きまして、提案資料はL o G oフォームで提出するっていうふうにあるんですけれども、L o G oフォームで出されたら行政

文書になるはずなんですけど、何でL o G oフォームなんだろうかっていうところ。

●中嶋委員長 L o G oフォームで出したら行政文書になるというのは、どういう意味ですか。

●浦川委員 前、庁内で確認させてもらったら、L o G oフォームは、市町村団体が使える公的なG o o g l eフォームみたいなフォーム、データベースなので、これに載ると公文書になりますので、行政文書開示請求の対象になりますっていうふうに総務部のほうでも確認したので、一応確認をさせてもらったってところですよ。

●中嶋委員長 何かありますか。

●議会事務局 すみません。浦川委員がおっしゃっている、行政文書であるからどうのというのはあまり認識していなかったんで、それはちょっと一旦置いといたとして、なぜL o G oフォームにしたかという、要は集約の締切りを一般質問みたいに時間が来たらもうちょっとシャットダウンさせていただきたいというのがあるのと、個人フォルダのほう、送り方がちょっと様々なときがあったりして気づかないといけないので、もうこちらとしては集約が一番しやすいL o G oフォームの形での提案をさせていただいたということになります。

●中嶋委員長 基本的には別にL o G oフォームを使うから行政文書になるという理解ではないはずですが、行政文書として取り扱う場合、L o G oフォームもその対象に入るという理解ではないかなと思います。

ちなみに言うと、皆さんもご存じだと思いますが、たとえメモ書きであったとしても行政文書になるということと程度としては同じ話かなと思いますので、ちょっと改めて確認はしておきたいと思いますが、ちなみに言うと、議会事務局が資料として保管した時点で、全て開示請求対象にはなりますので、L o G oフォームだからそうなっているということではないと思っています。基本的には議会が資料として会議体等で使うものについては、そもそも当然公開されていますし、開示請求があればそのルールにのっとって通常どおり対応するというのが旨かなと思

っていますので、ごめんなさい、ちょっと変な補足になっていたらすみませんが、理解としてはそういう形かなと思っています。

●浦川委員 次、すみません、3つ目のポツなんですけど、「事例の事実確認、個人情報保護法や著作権法等に抵触するもの」っていう内容が、先ほどのL o G oフォームのQ4の「記入済みの委員提案書を添付してください」の後の参考資料とこれがかかっているのかなっていうふうに思ったんですけども、違うのかということと、あと、事実確認と個人情報保護法にかかるアンケート提案の参考資料っていうのは何を指しているのかがちょっと分からなくて、どういうものですよっていう事例とかを教えてくださいませんか。

●中嶋委員長 一応イメージといいますか、想定だけを言いますと、まず、このルールの項目は、提案書にも参考資料にも両方かかっているというのが認識です。

その中で、まず事例の事実確認ということにつきましては、一応想定上は、アンケートの自由記述の中で何かしらの事例提示があったということを取り上げたいという場合は、当然それが提案するに足る事実関係があると。事実かどうか分からないことを提案されると取り扱いようがありませんので、当然検討すべき事実関係にあるということがその提案の前提だという認識です。

かつ、その個別事例を取り上げた場合に、その個別事例が特定されるような個人情報であったりということは、当然資料上は記載しないということが大前提になります。これは先ほどの行政ルールということと同じ意味合いになりますが、ということ想定はしています。

かつ、著作権法等というのは、こちらはどちらかという参考資料のほうのイメージかなというふうに思うんですが、提案された内容を補足したり、その必要性を説明するために参考資料をつけていただきますが、その参考資料がどこかからの引用であったりとか、何かからの引用であったりというものを使用される場合は、ほかの全ての会議体の資料でも

同じことなんですけども、当然その取り扱うものがそういうことに触れない、抵触しないということが大前提ですよということを改めて書いているということなので、それ以上に何かあるのかというのは正直分かりません、今の段階では。

ですので、当然提案される方がそれに必要な参考資料をそろえていただくということがまず大前提で、その参考資料を作ったり整えたりしていただく中で、個人情報や著作権に触れないようにご注意くださいねという意味合いです。

●浦川委員 すみません。ちょっとよく分からなかったんですけど、つまりは、いや、私の考えが間違っていたら訂正していただいたらいいんですけど、著作権とかに引っかかるかっていうのは、〇〇大学の先生とか、どっかの研究室がこういう調査でこういうデータが抽出できたり、分かるから、こういう手法でやってみてはどうですか、こういう事例がありますっていうのが参考資料で添付するっていうイメージですかね。

事実確認と個人情報保護法に関するっていうところは、このアンケートの集約のデータをこちらも触って、こういうふうに分析するっていうことができるからこういうことを書いているのか、それもなしでこういうアンケート調査をしたいですって言ってくださいっていう意味なのか、ちょっと理解ができなくて、その点補足していただいてもよろしいでしょうか。

●議会議務局 すみません。補足なんですけれども、事例の事実確認というところに関しましては、先ほど委員長も言われたように、自由記述の気になるところということもあるかもしれませんが、確かに委員おっしゃるとおり、もしそのときに、じゃあ、どういうふうにその人と接触するのかみたいなのは別の問題として出てくるので、ちょっとそれは別として、こちらのもう一個の想定としては、何か提案をされる場合に、どこかの事例を委員の方が出されたときに、その事例の事実確認、例えばその自治体名は間違っていないかとか、対象者が間違っていないかとか、そういうのをきちんと確認してくださいね

とか、個人名がもし出るんやったら、その辺のお名前とか気をつけてくださいねっていうイメージだったので、事務局としてもやっぱり初めてのことで、事務局が提案するわけではないので、どういうふうに進んでいくかも正直分からないです。なので、あくまで普通に考えて、例えば一般質問のパネル提示と同じですけど、ああいうイメージでしかちょっと上げられていないので、ここから深掘りを求められると、そこまでの考えはちょっとこちらは持ち合わせていない状態です。以上です。

●中嶋委員長 今、事務局が補足していただいたとおりなんですけど、通常の認識と違いますか、何かしら例えば議会の中で資料であったり、何かを取り扱う場合に、当然事例としての信憑性、と言うと何か失礼な言い方になりますが、事例としての事実確認であったり、個人情報の保護であったり、著作権に触れないということは、今の時点においても当たり前のお話ですので、その範囲と同じです。この提案だけがそういう縛りがかかっているわけではなくて、ちなみに言いますと、委員会とかで例えば委員が質疑する場合も同じですよ。問い詰められていないだけで。

●浦川委員 今教えてもらった一般質問のパネルのような、例えばこういう他自治体の事例ですとか、こういう本にこういうデータが載っていましたっていうレベルだったら全然分かるんですけど、この書き方だったら何を指しているのかが分からなかったもので、出典元を明記してくださいとか、そういうふうな書き方でいいのじゃないでしょうかと思って。

●藤田委員 著作権法に触れるということは、恐らく著作権者から訴えられるということがまず前提になってくると思うんで、その際はあくまでも発言した委員の責任であって、事務局なり議会の責任にはなりませんという、そういう意味だというふうに受け止められたらいいかと思います。

●中嶋委員長 一般質問で取り扱う資料も当然引用元の許可があるということが大前提ですので、許可を取るということは著作権に触れないということが趣旨ですので、文言で書くとこれ以外、逆にどう書

いたらいいんですかっていうことだと思っています。

ただ、藤田委員が今補足いただいたように、基本的にはその提案者に責任がありますよということを明記しているものなので、あくまでその個人情報に何が該当するののかも含めて、著作権に抵触していないか、何が著作権なのかも含めて提案する方が責任持って提案してくださいねという文言です。なので、これが著作権なのかどうかみたいなことを事務局とかその辺に確認されても、それは事務局の仕事ではないということです。

●浦川委員 意味分かりました。ありがとうございます。

●田中委員 すみません。ちょっと確認ですが、この事例の事実確認っていう文言は、アンケート集約できたら教えてもらいますけど、個人がこのことを取り上げたいと思ったときに、別紙1-1にもあるように、同意が取れている、連絡先と同意がある方に限ってこれから確認できるわけですが、これは提案する時点でその提案したい人が勝手にそのアンケートに書いている人に連絡して事実確認をするという意味ではなくって、自分が提出するものに対しての事例の事実確認をするという、そういう認識でいいですよ。

●中嶋委員長 そうですね。

●田中委員 ちょっとそこが、この書き方だったら、このアンケートに関して書かれている事例を提案したい人がもう個人的に連絡をして、その事実を確認するっていうふうにもちょっと取れちゃうかなと、今のいろんな質問を聞いていて思ったので、そうではないということなので、ここだけ書き方を何かもうちょっと明確にしたほうがいいかなと思いました。

●中嶋委員長 分かりました。ちょっとその書き方の補足はさせていただきますが、内容としてはそのとおりです。

過去の委員会でご提案がありましたので、現状としてはアンケートに直接ご記入をいただいた個人情報等は議員側は見れるというルールになっています。それは必要あるなしをこの場で議論した上で、どうしても見たいということでしたので、そういうルー

ルを取ったということですので、今言ったようなことは想定上は起こり得ます。ですので、それは当然共有されるということと、それを使用するということが全く意味合いが違いますので、見たものを勝手に使用するということがルール外だという前提になるかというふうに思いますので、先ほどちょっと個人情報を知れるんかみたいな話があったので、その点の補足も含めてちょっと書き方はもう少し工夫をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかどうでしょうか。

初めてなので、ちょっとルールが行き届いていなかったりとか、実際やる上でちょっと不具合が出てくる可能性はありますので、その場合は私のほうに、ちょっとこういう形なんだけど、これはどうなんですかとかいうのは、その提案をするということに入りましたら、またご相談いただけたら、私も分かるかどうか分かりませんが、ご相談には乗りたいなというふうには思っています。

ただ、事務局にどうしたらええねんみたいなことを聞いても事務局は答えられませんので、事務局には聞かないようによろしくお願いします。

どうぞ。

●浦川委員 すみません。今回は議員側、委員の提案の分析のやり方とか、そういう話だと思うんですけど、一般的にこの集まったアンケートの集計と全体的に調査する、分析するやり方っていうのは、このやり方とこのやり方ですよっていうのはもう決まっているのか、ここから決めるのか、なかったらしないのか、どんな感じなんかがちょっと分かっていないんですけど、お願いします。

●中嶋委員長 また次回以降の議論にはなると思うんですが、一応まず皆さんのほうにお示しをするのは、単純なアンケート集計の結果をまず第一報として集約ができ次第共有をさせていただきます。

その集約した単純集計の結果について、どういう分析があるのか、もしくはどういう分析手法を用いるのかということのご提案は、どこかの場面ではしていただける、もしくはさせていただきたいという

ふうには思っていますが、今日の時点でそれがいつですというのはまだ決定をしていません。

ご提案いただいたものも含めて、そのアンケート結果をどういうふうに分析するのかということにつきましては、どこかの時点でこの委員会として方針を決定したいなというふうに思っていますが、アンケートの前提をもう一度触れておきますと、あくまでその傾向的な把握ですので、何か特殊な、クロスマッチングとか、特殊な分析が必要かという、そうではないというふうには一応思っていますので、その点も踏まえて少し今後のアンケートの分析については、会派内でもご議論をいただければとスムーズかなというふうには思います。

恐らく議論になることなので、あらかじめ少しお伝えをしておきますと、多分一番分析に悩む、もしくは取扱自体に悩むということが起こるのは、自由記述だと思っています。自由記述をどこまでどう取り扱うのかということは議論にはなると思っているんですけども、まず大前提を言っておくと、自由記述は今回のアンケートでいうとあくまでメインの調査項目ではございません。ですので、その分析にどこまで労力をかけるのかということについては、当然バランスは見ないと、無視するという意味ではなく、どこまでを取り扱うのかということについてはバランスを見ないといけないなというふうには思っています。

特にテキストデータで出てくるものにはいろんな調査手法とか分析手法がありますので、その辺をご提案いただけるのは全然拒むものではございませんが、その辺も含めてこの委員会の中で議論をして、決定はしていきたいなというふうに思っています。ちょっと今日の時点ではその程度しかお答えはないんですけども、そんな感じでイメージをしております。

いいですか。

(「はい。私は大丈夫です」と呼ぶ者あり)

次回以降で恐らくその話、改めてさせていただくと思いますので、それに向けてもどちらにしてもできるだけ20日以降の、締めがあった後ですね、まず

はちょっと事務局のほうにもご苦労いただいて、単純集計の結果をできるだけ早く皆様のほうに共有をさせていただくことをまず第一目標にしたいと思っています。

ちなみに今回は今のところ680と言ったんですが、L o G o フォームが605で、郵送のほうが75ですので、前回よりは集計作業は短縮できるかなというふうには思っております。

ということで、ほかどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 それでは、ないようでございますので、協議事項2つ目のアンケート結果の調査・分析についての委員提案のルール及び方法につきましては、今日お諮りのとおり進めさせていただきます。

なお、ちょっと進める中で、ご不明な点や悩む点がありましたら、また私のほうまで直接お問合せをいただけたら、私に分かることかどうかはちょっとさておき、一緒には悩みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、協議事項2は以上となります。

本日は、一応この協議事項1、2で全てとなりますが、ほか何か皆さんのほうからございますでしょうか。ございませんか。終わってもよろしいですか。なければ終わりますが。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 それでは、ないようでございますので、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

重ねてになりますが、20日までがアンケート期間になりますので、ぜひ最後、もう一押し皆さんのほうもご協力をいただけたら幸いです。その点を最後、お願いいたしまして、本日の委員会のほうは終了いたします。どうもありがとうございました。

午前10時51分 閉会

箕面市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに押印する。

令和8年5月15日

市立病院評価委員会

委員長 中嶋 三四郎